

令和 6 年 第15回 南区選挙管理委員会

議 題

1 議 案

- 議案第53号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票立会人の変更について
- 議案第54号 衆議院議員小選挙区選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人の決定について
- 議案第55号 衆議院議員小選挙区選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人の選任について
- 議案第56号 衆議院比例代表選出議員選挙における開票立会人の決定について

2 その他

今後の委員会開催予定日時について

- ・令和 6 年 10 月 27 日（日）午前 10 時 00 分～
- ・令和 6 年 11 月 20 日（水）午前 10 時 00 分～
- ・令和 6 年 12 月 2 日（月）午前 10 時 00 分～

議案第 53 号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票立会人の変更について

令和 6 年 10 月 27 日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における南区の投票区の投票立会人を次のように変更する。

令和 6 年 10 月 24 日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

別紙のとおり

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第 38 条第 1 項の規定による。

議案第 54 号

衆議院小選挙区選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人の決定について

令和 6 年 10 月 27 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査につき、南区第 1 開票区及び南区第 2 開票区において候補者届出政党又は候補者から開票立会人となるべき者として届出のあった次の者を開票立会人に決定する。

令和 6 年 10 月 24 日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

別紙のとおり

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第 62 条第 2 項及び第 4 項並びに最高裁判所裁判官国民審査法第 19 条第 2 項の規定による。

議案第 55 号

衆議院小選挙区選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人の選任について

令和 6 年 10 月 27 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査につき、南区第 2 開票区において候補者届出政党又は候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が 3 人に達しないため、次の者を開票立会人に選任する。

令和 6 年 10 月 24 日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

別紙のとおり

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第 62 条第 9 項の規定による。

議案第 56 号

衆議院比例代表選出議員選挙における開票立会人の決定について

令和 6 年 10 月 27 日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、南区第 1 開票区及び南区第 2 開票区において衆議院名簿届出政党等から開票立会人となるべき者として届出のあった次の者を開票立会人に決定する。

令和 6 年 10 月 24 日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

別紙のとおり

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第 62 条第 2 項の規定による。